

令和5年9月25日

(お知らせ)

## 環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、西武建設株式会社に対して指名停止措置を行いました。詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所 総務課

課長：安達 研

課長補佐：横田 亮之

TEL：022-722-2870

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
西武建設株式会社	埼玉県所沢市くすのき台1-11-1

2 指名停止措置期間：

令和5年9月25日～令和6年1月24日

3 指名停止措置の範囲：

東北地方環境事務所管内

4 事 実 概 要：

西武建設株式会社は、令和5年7月21日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を複数年度の資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長から監督処分（営業停止45日間）を受けた。

5 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」（平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知）別表2第13号に該当する。

○工事請負契約に係る指名停止等措置要領 別表第2 ー 抜粋 ー

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反) 13. 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内